

平成30年第16回教育委員会定例会

開会年月日 平成30年8月24日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 高 柳 誠
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 新 井 良 保
同 委 員 伊 神 泉

議 題

1 議案

- (1) 議案第30号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕

3 協議

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (3) 平成30年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ①学校および保育施設におけるブロック塀等の対応の進捗状況について
- ②平成30年度イプスウィッチ市青少年練馬区訪問団の受入れについて
- ③平成30年第三回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について
- ④その他
 - i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 - ii 平成30年度練馬区立中学校生徒海外派遣の帰着について
 - iii 第37回練馬児童劇団発表会の開催について
 - iv その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時00分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	堀 和 夫
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	竹 内 康 雄
同 保健給食課長	小 林 敏 行
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事(教育政策特命担当)	齋 藤 健 一
同 学校教育支援センター所長	清 水 優 子
同 光が丘図書館長	桑 原 修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	太 田 喜 子
同 保育課長	三 浦 康 彰
同 保育計画調整課長	大 窪 達 也
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 恵 子

教育長

ただいまから、平成30年第16回教育委員会定例会を開催する。
それでは、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、議案1件、陳情12件、協議3件、教育長報告4件である。

- (1) 議案第30号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

まずは議案である。議案第30号「練馬区小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について、事務局より説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

東京都の条例改正に伴い、区の条例を改正するという議案である。何かご質問、ご意見はあるか。

新井委員

練馬区では、学校医、学校歯科医、学校薬剤師をどのような形で選定しているのか。

保健給食課長

各団体に依頼し、それぞれの医師の専門分野、地理的条件等を考慮した上で、調整・検討していただいている。その結果、推薦のあった方をお願いをするという形をとっている。

新井委員

同じ先生がずっと続くことになるのか。1年ごとに変わる場合もあるのだろうか。

保健給食課長

継続していただいている先生が多い。眼科や耳鼻科の先生については、内科の先生に比べると人数があまり多くないため、1人の先生が複数の学校で任に当たることもある。

新井委員

医師の選定について、苦情が多いので、別の先生に変更してほしいというような要望が出ることはないのか。

保健給食課長

学校と良好な関係を構築することは、学校医等の職務を果たしていく上で重要なことになる。そのあたりは十分ご配慮いただいていると認識している。

新井委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、議案第30号については承認ということよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第30号については承認とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。陳情案件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (3) 平成30年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。本日のところは、いずれも継続とさせていただき、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告
 - ① 学校および保育施設におけるブロック塀等の対応の進捗状況について

教育長

次に、教育長報告である。本日は4件報告する。
それでは、報告の1番について願います。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

6月に大阪北部を中心とした地震が発生し、ブロック塀が崩壊したことで、お二人の方が亡くなられた。そのうち1名は子供だったということで、教育委員会として早急に安全点検を行った。その進捗状況に関する中間報告ということである。
各委員より何かご質問、ご意見はあるか。

伊神委員

資料をみると、平成31年度に設計を予定している学校がある。基本的には夏休みの期間を使つての工事になると思われるが、その場合、工事までに丸2年かかってしまうことになる。今回の件では早急に対応していただいていると思うが、その分、工事までに2年かかるというのがすごく長いと感じる。なぜ、平成31年度の設計になってしまうのか教えていただきたい。

学校施設課長

この学校については民有地と隣接しているため、所有者との協議が必要になることが要因である。民有地のブロック塀と学校のブロック塀とが接している場合、安全確保の観点からどのような形が望ましいかを検討する必要がある。また、民有地について、既に何らかの工事を行う予定がある場合、区の計画どおりに工事を行うのは難しい。そのような状況を考慮し、現在のところは平成31年度の設計を予定している。協議が円滑に進むなど、状況が変わるようであれば、できるだけ前倒ししていきたいと考えている。

教育長

協議が必要になる場所というのは、具体的にどのような状態なのか。

学校施設課長

例えば、校庭と民有地の間にあるブロック塀など、境界線上に設置されている状態である。

教育長

工事の費用負担の問題も出てくるので、なかなか協議がまとまらない可能性はある。一方で、ブロック塀が危ない状態であることは間違いないわけだが、子供たちの安全確保をどのように行っていくのか。

学校施設課長

該当箇所にコーンを置いたり、ロープを張ったりするなど、子供たちが近寄らないようにする工夫を各学校にお願いしている。各校の状況によって対応は異なるが、学校と連携して安全確保に努めてまいりたい。

教育長

ほかにかがが。

坂口委員

公共施設のブロック塀工事が集中しているため、全国的に品薄状態だと伺った。夏休み期間中の人手不足もあり、なかなか悩ましいところである。資料中には、早急に撤去・改修を要する学校として7校が記載されているが、すぐに工事が完了となる学校もあれ

ば、豊玉中学校のように工期が2カ月にわたるところもある。なぜ、工事期間が長くなってしまふのか教えていただきたい。また、ブロック塀の撤去後、どのようなものを新たに設置する予定なのだろうか。

学校施設課長

豊玉中学校の工事期間が長期間となっている理由としては、ブロック塀の長さが要因に挙げられる。学校によっては、ブロック塀がつながっており、100メートル以上の長さになっているところもある。ブロック塀の長さに伴い工事期間も長くなってしまふということである。

また、ブロック塀の撤去後に新たに設置するものだが、例えば、プールに近いような場所については、目隠しフェンスを設置することを考えている。ただ、この目隠しフェンスが特に品薄となっている状況である。目隠しフェンスではなく、ネットフェンスにすれば、工期が短縮できる可能性はあるが、可視性が高くなってしまふ。学校ともよく相談し、それぞれの場所にふさわしいフェンス等を設置するように進めていきたい。

教育振興部長

補足させていただく。通常、契約金額130万円以下の工事については各所管課長の権限で行うことができるが、130万円を超えると入札にかけなければならない。その場合、必要な手続きを踏む必要があるため、どんなに短縮しても1カ月以上の期間を要することになってしまう。本件は、子供たちの安全確保という観点から、入札の手続きを省略しており、業者を特定し、価格を審査した上で発注するという最短の方法で契約を行っているところである。

一方で、先ほど説明があったとおり、全国的な品薄状況、夏休み期間中の人材不足により、業者としても工事に着手するのが難しい状況にある。また、工事内容としては、専門性を要するようなものではないが、ブロック塀の長さに伴い、契約金額が高くなり、工事期間も長くなってしまふという状況である。

そのような状況下においても、私どもとしては、できる限り最短の時間で子供たちの安全を確保できるよう最善を尽くしてまいりたいと考えている。

また、先ほど伊神委員からご指摘があった、平成31年度の設計予定校についてだが、地権者との協議においては、民有地と区有地の区分を明確にすることが難しい局面も出てくる。さらに、主たる原因がどちらにあるか、工事の負担割合をどうするかといった問題も生じてくる。

そこで、まずは子供ができる限り近寄らないように安全確保を行った上で、地権者との協議を行い、来年度に設計ということを考えている。学校運営に支障のない範囲であれば、夏休み期間中に限らず、設計が整った段階で直ちに着工したいと思っている。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

2点お伺いしたい。1つ目は、本件のように緊急に工事を行う場合、そのための予算はどこから支出されるのかということである。

また、学校施設、保育施設、通学路に関して、様々なところから情報が入ってくると思うが、今後の工事の進捗状況等について、どのような形で公表していくのか。状況によって異なると思うが、可能な範囲で教えていただきたい。

学校施設課長

まず、予算についてだが、もともと工事予算を確保しており、基本的にはその予算の中で対応することになる。一方で、国や東京都から補助金が出るというような話も聞いている。今後の状況を見ながら、補助金等の活用も視野に入れ、対応していきたい。

また、教育委員会においてご報告した内容については、随時、区のホームページ等で公表しているところである。学校に対しても校長会等でご報告させていただいている。工事の進捗状況等については、今後も適宜公表していきたいと考えている。

学務課長

通学路については、資料にあるように1,100件を超える数多くの情報が寄せられたところである。情報の内訳だが、ブロック塀や万年塀に関するものが約8割であった。そのほか看板、自動販売機、空き家に関する情報、また、2階の植木鉢が落下するおそれがあるといったような情報も寄せられている。区民の皆様に対しては、情報をお寄せいただいたことに対するお礼をメール、電話等でお伝えしたところである。

現在、都市整備部において現場確認に向けた準備を進めている。今後の進捗についても、しっかりとフィードバックしてまいりたいと考えている。

子育て支援課長

区立保育園や児童館等についてご説明する。先ほど学校の工事予算の話があったが、保育園、児童館等についても、こども家庭部の方で工事関係予算を一定程度確保しているので、緊急の工事については、この予算の中で対応していくということになる。

また、資料中の私立保育園等については、あくまで民間の施設ということになる。

このような施設についてどのような形で対応していくかということについては、今後、全庁的に検討していく中で、しっかりと対応していきたいと考えている。

高柳委員

わかった。

教育長

ほかはいかがか。よろしいか。

それでは報告の1番を終わらせていただく。

②平成30年度イプスウィッチ市青少年練馬区訪問団の受入れについて

教育長

それでは、報告の2番についてお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

訪問日程および活動内容を見ると、9月19日、20日は観光とあるが、どこを観光する予定なのか。

教育指導課長

19日の午後は原宿・渋谷、20日についてはディズニーランドと聞いている。

高柳委員

観光はグループごとに行くのか、訪問団全体で行くのか。

教育指導課長

訪問団は全て私費で活動するため、自分たちが行きたいところを選んで観光することになる。例年どおりであれば、生徒31名、引率者9名の全員で行動することになると思われる。

高柳委員

わかった。

教育長

区立中学校3校で体験学習をするということである。お互いにとって有意義な機会になればよいと思っている。

坂口委員

例年よりも多い40名、引率の方を除くと31名の生徒が訪問されるということである。原宿・渋谷、ディズニーランドを観光することだが、練馬区の子供たちは一緒に行動しないのだろうか。

また、9月22日、23日には、ホストファミリーと生活とある。練馬区の子供たちとオーストラリアの子供たちとが交流する中で、いろいろな経験をしてほしい。昼の暮らしなど、日本の暮らしというものをぜひ見てほしいと思う。

教育指導課長

練馬区の子供たちは、平日の授業があるため観光には同行しない。

例年、体験学習を行う学校においては、非常に盛大な歓迎をしてくれており、日本の授業と一緒に受けたり、給食と一緒に食べたりというように、本当に親密な交流ができている。

また、ホストファミリーとの生活についてだが、これまでもホストファミリーの方々が様々な配慮をしてくれており、畳の生活を体験したり、近場の温泉に連れていったりということもあったようである。オーストラリアの子供たちが非常に喜んで体験から帰ってきた場面をこれまでも実際に見てきた。

教育長

練馬区の子供たちがオーストラリアに行ったときに、イプスウィッチ校、ブレーマー校、レッドバンク校いずれの学校も本当に歓迎して迎えてくれている。当然のことだが、我々もおもてなしの心で受け入れたいと思っている。ぜひ、よい経験をしてほしい。

ほかはいかがか。よろしいか。

それでは報告の2番を終わらせていただく。

③平成30年第三回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

教育長

それでは、次に報告の3番について願います。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

国の基準が緩和されたことに伴い、区の条例を改正するということである。

何かご意見、ご質問はあるか。

坂口委員

基準が緩和されることで、保育ママもやりやすくなる。国としては、小さい子供たちを預かる場所を増やす目的があるのだろう。

教育長

本来であれば4年前、制度をつくる際に配慮すべきだったことだと思う。今回の件に限らず、制度開始当初は基準が厳しくなりがちである。実際に家庭的保育事業者の方々の声を聞き、緩和に動いてきているということだと思う。

坂口委員

そのように思う。

教育長

ほかはいかがか。よろしいか。
それでは報告の3番を終わらせていただく。

④その他

- i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
- ii 平成30年度練馬区立中学校生徒海外派遣の帰着について
- iii 第37回練馬児童劇団発表会の開催について
- iv その他

教育長

それでは、その他の報告について、お願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

定例の後援名義使用の承認である。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

次に、その他の報告として、口頭報告が出ている。
それでは、説明をお願いします。

教育指導課長

先ほど訪問団の受け入れの話をしたが、今回は派遣団の話である。7月22日から7月29日の間、オーストラリアのイプスウィッチ市に68名の派遣生を引率して、無事、戻ってきた。現地では貴重な体験がたくさんできた。行程中、男子生徒1人が発熱して現地の病院を受診、本部のほうで2泊ほど引き取ったということがあったが、その男子生徒も体験最終日の金曜日には復帰することができ、金曜日夜のさよならパーティー、土曜日のホストファミリーとの最後の交流についてはきちんと参加することができた。本日午後の解団式をもって派遣団を解散する。
報告は以上である。

教育長

お疲れ様であった。子供たちも無事に戻ってきたということである。
何かご質問はあるか。

高柳委員

今年、特に心に残った出来事などがあればお聞かせいただきたい。

教育指導課長

今年度はイプスウィッチ市への海外派遣25周年という節目の年であった。我々も、当然承知の上で伺ったのだが、現地では25周年を祝う熱い気持ちをどの場所でも感じ取ることができた。練馬区との交流を一層深めたいという気持ちをひしひしと感じた。それが一番強く印象に残ったことである。

教育長

海外派遣事業は30回目だが、最初の頃はアメリカに行っていた。オーストラリアのイプスウィッチ市へ行くようになって25回目だったということである。我々としては、25周年ということは知っていながらも、通常と変わらず伺ったのだが、先方の方では25周年をいたくお祝いしてくださったということであった。大変ありがたいことだと思っている。

新井委員

派遣団の生徒の中に、軽度の支援を要する知的障害の方などはいなかったのだろうか。

教育指導課長

特別な配慮を要する生徒というのはいなかったが、毎年度、食物アレルギー、動物に対するアレルギーなどについては、事前にきちんと把握し、現地での生活が無事行えるように最大限の注意を払っている。

新井委員

わかった。

伊神委員

派遣から戻ってきて、どれだけ有意義だったかをみんなの前で話す子供の姿を幾度となく見てきた。今回は68名を派遣したと伺ったが、実際に行きたい子供はもっと多いと思う。倍率としては大体どのくらいになるのだろうか。

教育指導課長

今年度でいうと、男子は34名に対して応募生徒数102名、女子が同じく34名に対して応募生徒数168名であった。つまり、男子は3倍、女子は約5倍という狭き門をくぐり抜けた派遣生ということになる。

伊神委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

25周年ということで非常に歓迎されたようだが、向こうの方々はアニバーサリーというものを非常に大切にしているということだと思う。現地では、練馬区から来た子供たちを見てどのような反応があったのだろうか。

教育指導課長

派遣団の生徒は非常に目立つブレザーを着ているので、すぐに見つけることができる。現地の子供たちは本当にフレンドリーに話しかけてくれるので、練馬区の子供たちも国際色豊かな中で、貴重な体験ができたと思っている。

教育長

25回目ともなると、町のほとんどの方が日本から来ていることを知っているような状況である。

坂口委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次の報告をお願いします。

青少年課長

第37回練馬児童劇団発表会のご報告である。この劇団は小学4年生から20歳まで、団員44名で構成されている児童劇団である。年1回の発表を行っており、今年は練馬文化センターで記載のとおり開催させていただく。区報やホームページ、チラシ、ポスター等で区民の方に周知させていただいているものである。

ご報告は以上である。詳細についてはお目通しいただきたい。

教育長

本日の案件は以上であるが、委員の皆様から何かご意見等はあるか。よろしいか。それでは、以上をもって第16回教育委員会定例会を終了する。